富山県立大学教務委員会規程

平成 27 年４月１日制定

（設置）

第１条　富山県立大学に教務委員会（以下「全学委員会」という。）を置く。

（審議事項）

第２条　全学委員会は、次に掲げる事項を調査審議する。

(1)教育課程及び授業に関すること

(2)試験及び単位認定に関すること

(3)その他教務の実施に関する重要事項

（組織）

第３条　全学委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

(1)各学部の学部長

(2)学生部長

(3)第 11 条第１項に規定する学部委員会委員長

(4)教養教育センター長

(5)その他学長が指名する者

（委員の任期）

第４条　全学委員会の委員の任期は２年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

（委員長等）

第５条　全学委員会に委員長を置き、学長が委員のうちから指名する。

２　全学委員会に副委員長を置き、学長が委員のうちから指名する。

（運営）

第６条　委員長は、全学委員会を招集し、その議長となる。

２　委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代行する。

３　全学委員会は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

４　会議は非公開とする。

５　全学委員会の会議にかかる審議資料及び会議録は、公開しない。ただし、審議資料については、全学委員会の議決により公開することができる。

（委員以外の者の出席）

第７条　委員長が必要と認めるときは、委員以外の者を全学委員会に出席させ、

その意見を聞くことができる。

（学部委員会）

第８条　全学委員会の下に学部ごとに学部教務委員会（以下「学部委員会」という。）を設置する。

２　学部委員会は、第２条に規定する審議事項のうち当該学部に係る事項を調査審議する。

３　全学委員会は学部委員会の議決をもって全学委員会の議決とすることができる。

（学部委員会の組織）

第９条　学部委員会は、別表に掲げる者をもって組織する。

（学部委員会委員の任期）

第 10 条　学部委員会委員の任期は２年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の補欠の学部委員会委員の任期は前任者の残任期間とする。

（学部委員会の委員長等）

第 11 条　学部委員会ごとに学部委員会委員長（以下「学部委員長」という。）を置き、学長が全学委員会の委員長または副委員長のうちから指名する。

２　学部委員会ごとに学部委員会副委員長（以下「学部副委員長」という。）を置き、学長が学部委員会委員のうちから指名する。

（学部委員会の運営）

第 12 条　学部委員長は、当該学部委員長が所属する学部委員会を招集し、その議長となる。

２　学部委員長に事故があるときは、学部副委員長がその職務を代行する。

３　学部委員会は、学部委員会委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

４　会議は非公開とする。

５　学部委員会の会議にかかる審議資料及び会議録は、公開しない。ただし、審議資料については、学部委員会の議決により公開することができる。

６　学部委員会の運営に関するその他必要な事項は、学部委員会が別に定める。

（学部委員会委員以外の者の学部委員会への出席）

第 13 条　学部委員長が必要と認めるときは、学部委員会委員以外の者を学部委員会に出席させ、その意見を聞くことができる。

附　則

1　この規程は、平成 27 年４月１日から施行する。

2　公立大学法人富山県立大学の設立に伴う関係条例の整備に関する条例（平成 27 年富山県条例第３号）に基づき廃止される前の富山県立大学教務委員のうち、学科ごとに選出された委員で平成 26 年４月１日に委員に就任した者の任期は、第４条本文の規定にかかわらず平成 28 年３月 31 日までとする。ただし再任を妨げない。

附　則

1　この規程は、平成 31 年４月１日から施行する。

2　平成31年４月１日に施行する前の富山県立大学教務委員会規程第３条(3)の規程に基づき、学科ごとに選出された委員で平成 30 年４月１日に委員に就任した者は、第９条に規定する別表中の工学部欄(3)に定める学部委員会委員とみなし、その任期は、第 10 条本文の規定にかかわらず平成 32 年３月 31 日までとする。ただし、再任を妨げない。

別表（第９条関係）

工学部	看護学部
(1)　工学部長 (2)　学生部長（工学部教員の場合） (3)　工学部の各学科及び教養教育センターが選出した委員２名（うち１名は教授とする） (4)　その他学長が委員に指名した工学部の教員	(1)　看護学部長 (2)　看護学科長 (3)　看護学領域ごとに選出した委員１名 (4)　教養教育センターが選出した委員１名 (5)　その他学長が指名した看護学部の教員